

# 大使館便り

第263号 令和7年2月7日  
在ポルトガル日本国大使館

## 1. 在ポルトガル日本国大使館事務所の移転について

当大使館は、Rua Ramalho Ortigão 51, 6º andar (注：ANACOM のビル内) に移転しました。

## 2. 政治・経済関係

### (1) マデイラ自治州議会の解散及び選挙の決定

1月17日、大統領府は同日に行われた国家評議会の結果を受けて、マルセロ・レベロ・デ・ソウザ共和国大統領がマデイラ自治州議회를解散し、3月23日に自治州議会選挙を行うと発表しました。大統領府発表では、「本日、共和国大統領が議長を務め、ベレン宮殿にて国家評議が開催された。その結果、マデイラ自治州議会の解散について、憲法第145条に基づき、賛成意見が表明された。共和国大統領は、同州議会にて議席を擁する政党および国家評議会の意見を聴取した上で、マデイラ自治州議회를解散し、2025年3月23日に選挙を行うと決定した。」と記されています。同自治州議会の解散は過去10か月で2度目となりました。

### (2) 2024年の電源構成における再生可能エネルギーの割合発表

1月15日、ポルトガル再生可能エネルギー機関 (APREN) は国内の再生可能エネルギーに関するデータを発表しました。ポルトガル本土の2024年の電源構成における再生可能エネルギーの割合は80.4%となり、種別では風力が30.97%、水力が31.87%、太陽光が10.69%、バイオマスが6.9%となりました。また、ポルトガル送電会社 (REN) によると、2024年のポルトガル全土 (アソーレス自治州及びマデイラ自治州を含む) の電源構成における再生可能エネルギーの割合は71%となりました。

## 3. 広報・文化関係

### (報告)

### **(1) 長崎県とポルトガルとの間で2023年に締結された協力覚書に基づく第1回年次会議の開催**

1月23日、長崎市にて、大石長崎県知事やペネド・ポルトガル臨時代理大使等の出席の下、長崎県とポルトガルとの間で、2023年に署名された協力覚書に基づく第1回年次会議が開催されました。こ覚書は、2023年6月に、大石長崎県知事が当地を訪問

し、アンドレ外務・国際協力担当副大臣（当時）との間で、文化やスポーツ、観光、産業等の分野で幅広い連携を行い、関係を深めるため署名されたものです。今回の会議には、太田大使がオンラインで参加し意見交換を行いました。また、この会合に続き、太田大使は在長崎ポルトガル国名誉領事就任披露会にもオンライン出席し、お祝いの言葉を述べました。本会合と名誉領事の就任を契機に、長崎とポルトガルとの間の交流がますます促進されることを期待しています。

## （２）新年賀詞交換会の開催

17日、2025年新年賀詞交換会を大使公邸にて開催し、約60名の在留邦人の方々に御参加頂きました。ポルト市等の遠方からの参加も得て、多くの当地在留邦人が自由に交友できる場となりました。また、有志の参加者で餅つきが行われ、出来たてのお餅を皆で美味しく頂きました。あっという間に時間が過ぎましたが、お集まり頂き、有り難うございました。本年も皆さんにとって良い一年となりますように。



### （イベント）

（１）日本語教育セミナーの開催：生きた会話で学ぶリスニング授業～なりきり体験を通して考えよう～

3月16日(日)ポルトガル日本語教師会、在ポルトガル日本国大使館共催、国際交流基金マドリッド日本文化センターさくらネットワーク協賛で、日本語教育セミナーを開催します。日本語教師、日本語教育に関心のある方、どうぞ奮ってご参加ください。今回は遠方よりお越しの非会員の方にも参加申し込み先着5名に限り交通費補助があります。また、同時にポルトガル日本語教師会の新規会員も募集中です。興味のある方は日本語教師会(apjppjapones@gmail.com)までご連絡ください。

セミナータイトル「Workshop de Ensino de Japonês: Aulas de Compreensão Auditiva com Conversas Vivas - Explorando através de Experiências de Imersão -  
「生きた会話で学ぶリスニング授業～なりきり体験を通して考えよう～」

よりよい人間関係を築いて日常的にコミュニケーションを行うためには、何気ない会話(=雑談)が欠かせません。日本語学習者も同様にコミュニケーションを深め雑談に参加していくことが望まれます。では、リアルな生の雑談ってどのようなものでしょうか。特に海外で学ぶ学習者の方はこれまで学んできた教科書とは違う会話に戸惑うことも多いようです。これまで「会話」というと「話す」ことに焦点が置かれがちでしたが、今回は「聞く」にフォーカスをあてて、その生の会話に参加しなりきって聞く、リスニング授業について考えてみたいと思います。一緒におしゃべりの楽しさ、面白さを実感しましょう！

日時：2025年3月16日(日)14時～16時30分

会場：リスボン、在ポルトガル日本国大使館所属 ANACOM ビル講堂

講師：奥野由紀子先生(東京都立大学、人文科学研究科教授)

京都外国語大学外国語学部日本語学科卒業、広島大学大学院教育学研究科で博士号取得(教育学)。横浜国立大学を経て、現在東京都立大学教授。専門は、日本語教育学、応用言語学(第二言語習得研究)。CLIL(内容言語統合型学習)、第二言語習得研究、聴解などに関する様々な著書や教材がある。

対象者：日本語教師、日本語教育に関心のある人

参加費：無料、交通費補助あり

申し込み方法：[2025.03.16 研修会参加申し込み - Google フォーム](#)

申し込み締め切り：2月28日(金)

日本語教育  
セミナー

ポルトガル日本語教師会、在ポルトガル日本国大使館共催  
国際交流基金マドリッド日本文化センターさくらネットワーク協賛

# 生きた会話で学ぶ リスニング授業

なりきり体験を通して考えよう

WORKSHOP DE ENSINO DE JAPONÊS | AULAS DE COMPREENSÃO AUDITIVA COM  
CONVERSAS VIVAS - EXPLORANDO ATRAVÉS DE EXPERIÊNCIAS DE IMERSÃO -



一緒におしゃべりの楽しさ  
面白さを実感しましょう！

よりよい人間関係を築いて日常的にコミュニケーションを行うためには、何気ない会話(=雑談)が欠かせません。日本語学習者も同様にコミュニケーションを深め雑談に参加していくことが望まれます。  
では、リアルな生の雑談ってどのようなものでしょうか。特に海外で学ぶ学習者の方はこれまで学んできた教科書とは違う会話に戸惑うことも多いようです。これまで「会話」というと「話す」ことに焦点が置かれてきましたが、今回は「聞く」にフォーカスをあてて、その生の会話に参加しなりきって聞く、リスニング授業について考えてみたいと思います。

**2025/3/16 (日)**  
**14:00~16:30**

会場 ANACOMビル講堂 (リスボン)  
講師 奥野由紀子先生  
(東京都立大学、人文科学研究科教授)  
対象者 日本語教師、日本語教育に関心のある人  
\*参加費は無料、交通費補助あり  
申し込みリンク [CLICK HERE](#)  
締め切り: 2/28 (金)

CONTACTO: APJPJAPONES@GMAIL.COM

## (2) カーザ・アジアにおける日本文化イベント

カーザ・アジア美術館 (Largo Trindade Coelho 22, 1200-365 Lisboa) では、1月から日本の文化イベントが開催されます。イベントは以下のとおりです(参加費が明記されているイベント以外は入場無料、要事前申込)。各プログラムの詳細は以下のリンク先を御覧下さい。

### 【2月】

20日(木) 18時 茶道入門講座(参加費40ユーロ、上限20名)

22日(土) 10時半/12時 8~10歳子供向け影絵芝居「あきみの龍」

### 【3月】

8日(土) 日本映画上映 アニメ「河童の三平」

15日(土) 15時 墨絵ワークショップ(参加費25ユーロ、上限20名)

22日(土) 10時半/12時 5~8歳子供向け影絵芝居「中国の茶」

<https://scml.pt/media/noticias/casa-asia-colecao-francisco-capelo-dedica-programa-cultural-ao-japao/>

予約・問い合わせ : ca.cfc@scml.pt 213 235 250/ 213 235 401



## (2) リスボン日本語補習授業校 講師・ボランティア 随時募集

リスボン日本語補習授業校にて講師・ボランティアを募集しています。詳細については下記までお問い合わせください。

リスボン日本語補習授業校は、ポルトガル国在留の在留邦人子女に対し日本の義務教育課程に準拠した補習教育を行っています。現在、講師・ボランティアを募集しております。

### ○講師:

対象：幼稚部～中学3年生

業務内容：日本語の授業、教材作成、行事への参加など

応募資格：日本語教育の経験、またはそれに準ずる知識・能力をお持ちの方

### ○ボランティア:

業務内容：授業補助、教師補助など

応募資格：日本語能力があり、子どもが好きで、ボランティア活動に興味のある方

勤務日：毎週土曜、8:45～13:15

勤務地：リスボン日本語補習授業校（詳細は、以下 HP を御覧ください。）

(補習校 HP : <https://lisbon-jschool.wixsite.com/lisbon-jschool> )

その他: 詳細は面接時に説明いたします。

応募方法: 履歴書と希望動機を [lisbon.japanese.school@gmail.com](mailto:lisbon.japanese.school@gmail.com) までお送りください。

## (お知らせ)

今後、当館主(共)催による日本関連イベント開催に当たり、大使館便りに加えてEメールによる招待状やイベント情報の送付を希望される方は、[cultural@lb.mofa.go.jp](mailto:cultural@lb.mofa.go.jp) まで御連絡ください。

## 4. 領事関係

### (1) 旅券の集中作成「2025年旅券」に関するお知らせ

ア 2025年3月24日から、旅券の偽変造対策を強化するため、人定事項ページにプラスチック基材を用いた「2025年旅券」の発給開始を予定しております。

イ 現在は、旅券の申請から交付まで約7業務日で行っておりますが、3月24日以降は、旅券が日本国内で作成され、当館まで配送されることとなるため、4週間程度の日数を要することとなります。なお、日本国内での申請の場合は、2週間程度の日数を要します。

ウ 具体的には、今後当館ホームページ等でもご案内しますが、現在と比べて旅券の発給に時間を要することになるため、この機会に、改めて、現在お持ちの旅券の有効期限が十分ご確認いただき、早めの旅券の切替申請をご検討下さい(旅券の残存有効期間が1年未満の場合に切替申請が可能です)。

エ なお、具体的な交付日については、申請時に予定時期(目途)をお伝えする予定ですが、具体的な交付日は交付準備が整った段階であらためて御連絡いたします(窓口での書面申請の場合は電話連絡、ORR ネットでのオンライン申請の場合は登録されたメールアドレスにメールを送信します)。

### ※ 仮受付(郵送申請)サービスの終了

これまで、当館から遠方にお住まいの方については、領事出張サービス実施日や、あらかじめお約束いただいた日に旅券をお受け取りいただく前提で、旅券発給申請書を事前郵送いただき、予約いただいた日に旅券を交付するサービスを行ってまいりました。

しかしながら、旅券の集中作成開始に伴い、こうした対応が困難となるため、2025年3月24日以降は、郵送による事前申請に基づき領事出張サービス実施日や来館日に旅券を交付するサービスは終了いたします。

このため、遠隔地にお住まいの方や来館時に交付を希望される方は、オンライン申請の利用を是非とも御検討ください。オンラインにて申請頂ければ、来館いただくのは交付の際のみとなります。電子申請の利用方法は、下記のリンクから御確認いただけます。

[https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00830.html](https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00830.html)

## (2) マイナンバーカード申請・交付業務の開始

5月27日から、国外転出後もマイナンバーカードを継続して利用できることになりました。また、現在マイナンバーカードを持っていない国外在住者（2015年10月5日以降に国外転出をしている方に限る。）も国外転出向けマイナンバーカードを領事窓口で申請することが可能になりました。各種申請・手続きについては、当館 [HP](#)（領事情報から「マイナンバーカード」のリンク）を御参照ください。

## (3) 新事務所での領事窓口の御案内（2024年3月に大使館は移転しました。）

2024年3月に、在ポルトガル日本大使館は新事務所（Rua Ramalho Ortigão 51、ANACOMビルの6階。）へ移転しました。領事班の連絡先及び窓口時間に変更はございません。大使館の住所の地図等、詳細は当館HPを御覧ください。[https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/annai\\_index.html](https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/annai_index.html)

## (4) 一部証明書のオンライン申請及びクレジットカード等によるオンライン決済の開始

2024年より、各種証明（一部を除く）のオンライン申請及びこれらの手数料のクレジットカード（デビットカード含む、以下同様。）によるオンライン決済が可能となりました。これまでは、平日の昼間に窓口に来館されて申請を行っていただく必要がございましたが、これからは、夜間、休日問わずオンラインで申請いただけますので、是非ご利用ください。

詳細は、当館HPを御覧ください。

[https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00949.html](https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00949.html)

## (5) 日本入国に際する畜産物や植物の持ち込みについて

詳細は以下のリンク（農林水産省）を御確認ください。

（動物検疫）<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

（植物防疫）<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

○植物防疫所ウェブサイト

「植物や土が同封されている外国製品の購入に関する注意点」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/information/210301.html>

「よくあるご質問（海外からの持ち込み編）」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html>

「植物にも検疫が必要です（旅行者（携行品）」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

「海外から野菜や果物を持ち込む際の規制」

<https://www.maff.go.jp/ppsj/search/ikuni/index.html>

○動物検疫に係るウェブサイト

動画「海外からの家畜伝染病を防げ！」

(15 秒版) <https://youtu.be/o5NWjzQpFpA>

(30 秒版) [https://www.maff.go.jp/j/syouan/yobou\\_movie.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/yobou_movie.html) ※各言語字幕版

「輸入動物検疫等に係るよくあるお問い合わせ」

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/FAQ.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/FAQ.html)

「家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～」

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

「肉製品などのおみやげについて（持ち込み）」

<https://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

## (6) 海外に住んでいても国政選挙への投票は可能です。

ア 遠隔地にお住まいの方等一定の条件を満たす方には、在外選挙人登録申請の際、本人出頭を免除する特例措置も採用しています。御希望の方は事前に当館まで御相談ください。

イ 在外選挙人証交付の迅速化の取組について

2024年7月19日から、公職選挙法施行令の一部改正による、在外選挙人証の交付に要する期間を大幅に短縮するための取組が始まっています。

従来、在外選挙人証は、市区町村選挙管理委員会が発行し、外務本省を經由して在外公館に送付していました。これが、7月19日以降は、市区町村選挙管理委員会から在外公館にメールでデータを送付し、在外公館で書面に出だし、申請者に交付する方式に変更されています。

この取組により、在外投票の際に必要な在外選挙人証の申請から交付までの時間が大幅に短縮されることとなり、在留邦人の皆様の利便性の向上につながっています。

この機会に、在外選挙人証の申請を是非御検討ください。

詳細は下記（外務省ホームページ）を御覧ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow2.html>

申請にかかるお問い合わせ先

在ポルトガル大使館（領事班）

連絡先: [consular@lb.mofa.go.jp](mailto:consular@lb.mofa.go.jp)

## (7) 旅券（パスポート）の電子申請

2023年3月27日から、旅券の発給申請手続が一部オンライン化されています。詳しくは以下のリンク先を御覧ください。

[https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00830.html](https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00830.html)

#### (8) 「在留届」に関するお願い

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて3か月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務付けられています。届け出は以下のサイトからお願いします。<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

また、ポルトガルからの転出及び帰国の際には、「帰国・転出届」の御提出も上記リンクから手続きくださいますよう、お願いします。

#### (9) 第三国に出国の際の「たびレジ」登録のお願い

御登録はこちらから→ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

#### (10) 日本における消費税免税制度

2023年4月1日から、以下の要件を満たす方は免税購入対象者となります。在留証明の申請についてはこちらを御確認ください。→ ([https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/00\\_000098.html](https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000098.html)) (観光庁HPからの一部抜粋)

ア 外国籍を有する非居住者

- ・「短期滞在」、「外交」、「公用」の在留資格を有する者
- ・出入国管理及び難民認定法第十四条から第十八条までに規定する上陸の許可を受けて在留する者

イ 日本国籍を有する非居住者

・国内以外の地域に引き続き二年以上住所又は居所を有することを在留証明又は戸籍の附票の写しにより確認がされた者※

※在留証明、戸籍の附票の写しは、免税購入対象者が最後に入国した日から起算して6か月前の日以後に作成されたものにて確認する必要があります。

#### (11) 御来館時のお願い

領事窓口は予約制を採用しています。

大使館案内 | 在ポルトガル日本国大使館 ([emb-japan.go.jp](http://emb-japan.go.jp))

領事手数料は、窓口で現金のみの取り扱いとなっています。御来館に際し、お釣りのないように御準備ください。